

定員に達しましたので募集を締め切りました

「職長・安全衛生責任者教育」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

- ①事業者は、労働安全衛生法第60条の規定により、新たに職務に就くこととなった職長、その他現場監督者等に対して、安全衛生教育を行うよう義務付けられております。
- ②また、建設業については、建設現場で元請事業者及び関係請負事業者が混在して作業をしていることから生ずる災害を防止するため、労働安全衛生法第16条により、関係請負人ごとに「安全衛生責任者」を選任するよう義務付けられております。
- ③建設業の場合、上記「安全衛生責任者」と「職長・現場監督者」を兼ねている実情にあることから、従来の「職長等教育」に「安全衛生責任者教育」を加え（建設業関係受講者のみプラス2時間）「職長・安全衛生責任者教育」を下記により実施することと致しました。
- ④つきましては、新たに職務に就くこととなった職長、安全衛生責任者、その他労働者を指揮監督する方に多数受講して頂きますようご案内申し上げます。

記

1. 対象業種 製造業、建設業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業
(但し、製造業のうち食料品製造業、繊維工業、衣服その他繊維製品製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業については、法令上の義務はありません。)
2. 日 時 1日目 令和3年7月12日(月) 9:00~17:00(受付 8:40~)
2日目 令和3年7月13日(火) 9:00~17:00
※建設業以外の業種は、2日目の15:00で終了(下記の4講習日程を参照)
3. 場 所 鳥取県立倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)

4. 講習日程

| 科目及び内容 | | 時間 |
|-------------|--|------------------------|
| 1 日 目 | 作業方法の決定、労働者の配置 | 9:00~11:00 (2時間) |
| | 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること | 11:00~14:30 (2.5時間) |
| | 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること | 14:30~17:00 (2.5時間) |
| 2 日 目 | 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること (第1日目の続き) | 9:00~10:30 (1.5時間) |

| | | | | |
|-------------|------------------------------|--|--------------------------------|----------------------|
| 2 日 目 | 異常時等における措置に関すること | 異常時における措置、災害発生時における措置 | 10:30~12:00 (1.5時間) | |
| | その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関すること | 作業設備及び作業場所の保守管理の方法、労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法 | 13:00~15:00 (2時間) | |
| | 建設業のみ | 安全衛生責任者の職務等 | 安全衛生責任者の役割、心構え、労働安全衛生法令等の関係事項 | 15:00~16:00 (1時間) |
| | | 統括安全衛生管理の進め方 | 安全衛生管理計画、安全施工サイクル、安全工程の打合せの進め方 | 16:00~17:00 (1時間) |

5. 定 員 50名

6. 受講料 (1) 建設業以外で労働基準協会員 13,000円 (非会員 15,000円)
(2) 建設業で労働基準協会員 15,000円 (非会員 17,000円)
(受講料には、テキスト代、消費税を含みます。)

7. 申込方法 **令和3年7月5日(月)**までに、別紙2「受講申込書」により、郵送又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へお申し込み下さい。

受講料は申込み締切日までに、ご持参、現金書留又は銀行振込によりお支払い願います。

| |
|--|
| 口座番号 鳥取銀行倉吉支店(普)0207231 名義人 (一社)鳥取県労働基準協会中部支部 |
|--|

8. その他
- (1) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場において下さい。
 - (2) 当協会発行の特別教育等受講者記録(受講証)をお持ちの事業場は、受付の際にお渡し下さい。なお、受講者には別途各人ごとに「修了証」を交付します。
 - (3) 受講申込み後の取消し(欠席を含む)は、令和3年7月5日までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
 - (4) 受講者の健康の確保や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合には、受講を控えて頂くようお願い致します。また、受講に際しましては、必ずマスクの着用をお願い致します。会場にはアルコール消毒を用意していますので入場時(休憩後の再入場も含む)ご使用下さい。
 - (5) 職長・安全衛生責任者教育のグループ討議は、新型コロナウイルス感染の状況により実施の可否を判断しますが、討議をする場合はフェイスシールドを装着頂く予定としています。(当協会にて用意します。)
 - (6) お問合せ先

(〒682-0018) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3階

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

TEL・FAX 兼用 0858-22-9054